

市税に係る減免措置調査票

		所属名	経済局
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 ・ 法人市民税 <u>固定資産税</u> 軽自動車税 ・ 事業所税	
	減免内容 (該当条例等)	本市補助を受け商店街振興組合等が整備したコミュニティ施設	
		条例 <u>規則</u> 第 4 条 の 3 第 29 号	
② 財政支援の必要性		(1) 政策目的 商店街団体が社会的・公共的役割を果たし、地域コミュニティの形成につながる共同施設整備事業に対し支援を行う。 (2) 支援の必要性（理由） 近年の地域社会では、人口減少が現実となり、少子高齢化が進展するなど社会構造の劇的な変化を背景に、本来のコミュニティ機能が低下しつつある。 一方、生活の質の向上や心の豊かさ等への人々の関心が高まる中、商店街の主な顧客である地域住民からは、高齢者や子育て世代への支援、防犯・防災対策、地域文化の保存・継承、歴史的な街並みの保全、環境・リサイクル活動等の地域コミュニティ機能を商店街が担うことへの期待が高まりつつある。 このため、本市の商店街活性化の促進に向けての基本的な方向として、まちづくり・地域振興施策との調和を図るための取り組みを支援することとしている。 当該施設については、商店街顧客だけでなく、地域住民に広く活用されることで人々が交流する地域コミュニティの核としての機能や、震災を想定した講習会や非常災害時の施設の一般開放活用など地域の防災の拠点としての機能により、地域の中で貴重な存在となっており、今後、商店街の活性化のみならず、社会的課題が多様化する中で、より地域に根ざした市政運営を推進していく上でも、当該施設が果たす役割は、ますます高まるものと予想されることから、引き続きの支援が不可欠と考える。	
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無		<u>有</u> ・ 無	

④ ③で「有」とした場合、その理由	・本市においては、都市機能を支える税収や市民の雇用・所得の維持増大に向けて、経済主体である、企業の事業活動の円滑化・活発化や地域経済の活性化につながるよう、中小企業の経営基盤の強化や成長への挑戦を支える取り組みを推進し、ビジネス環境を向上させることを目指している。 ・そのため、大阪経済の主要な担い手である中小企業が事業を継続・発展できるよう、企業・地域ごとの実情や課題・ニーズに的確に対応し、課題解決や経営力強化の支援を着実に推進する必要がある。特に、中小企業の成長分野や海外市場への参入促進に取り組むとともに、活力ある地域社会の実現に向け、区役所と連携しながら、企業等と協働し、経済活力向上の取り組みを支援している。 ・ 中小企業会館の運営母体である、地域工産業会は、地域経済活性化を目指した中小企業振興を目的に設立された団体であり、本市と緊密な連携を図りながら、本市の中小企業支援を補完する取り組みをおこなっている重要なパートナーである。 ・ 同会館は、地域工産業会の活動拠点としてまた、企業間のネットワークづくりや地域経済活性化のための地域の活動拠点として、重要な役割を担っている。 ・ 同会館は、地域中小企業の活動拠点として重要な役割を担っており、同会館の円滑な運営を行うためにも、引き続き固定資産税の減免措置を講ずる必要がある。
市税の減免措置でなければならない理由があるか？ ⑤ 市政改革プランにおける「補助金等の見直し調整方針」に照らした場合、見直す必要はないと考えるのか？	・経済局では、市内商店街の活性化の推進にあたり、商店街が地域コミュニティの核としての機能強化を図るため、昭和63年度から平成21年度までの時限的措置として、広く地域に開放するコミュニティ施設の建設に対する支援に取り組んできた。 ・現在も人々が交流する地域コミュニティの核としての利用や、震災を想定した講習会や非常災害時の施設の一般開放活用等の地域の防災の拠点として活用されるなど、地域の活性化に大きく貢献しているところである。 ・本事業は、商店街を公共的空間として活用する本市重点施策として取り組んできたものであり、公共的活用スペースとしての施設の運営を維持する必要性に鑑み、固定資産税(建物・償却資産)の減免措置を行ってきた。 ・本コミュニティ施設の運営にあたっては、人件費、光熱水費等の経常的経費のほか、適正な施設管理を行っていくための修繕費、保守費や将来的に必要となる大規模改修費の費用負担が生じる一方、広く地域住民に開放するという性格上、収益性のあるものではない。 ・本支援措置が適用されることで、子どもを対象としたイベント等地域行事を行う際の無料開放や近隣住民の方々が製作された絵画、写真作品の展示スペースとしても活用されるなど、広く地域住民に利用され、地域コミュニティの活性化に有効に機能していることから、現在も、施設の円滑な運営に寄与しており、支援の必要性、妥当性、公益性は認められる。 ・こうした状況から、本コミュニティ施設に対する支援措置は、市政改革プランに掲げる「補助金の見直し調整方針」に照らしても公益性が十分認められるとともに、その性質上、収益性のあるものではないことから、引き続き本コミュニティ施設に対し、固定資産税の減免措置をお願いしたい。